

作成上の注意

- ◆ 記入漏れと区別するため、実績なしの場合は「**0**」を記入してください
- ◆ CFC、HCFC、HFCの種類ごとに**検算**してください
- ◆ 内容について問い合わせる場合があるので、提出前にコピーを取り、保管しておいてください

現在の登録情報を記載

登録番号は封筒の宛名の下にある**大阪府の登録番号**を記載
登録内容に変更がある場合は、変更の届出を行ってください

「①充填した量」「②回収した量」について、
整備のために一旦回収したフロン類を同一機器に**再充填**する場合は、
充填台数：1台 充填量：0kg

③には**昨年度の報告書の「⑧年度末に保管していた量」**の欄に
記載した量を記入

**第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認し、
確認証明書を発行した台数を記載**

確認証明書：第一種特定製品において**フロン類が充填されていないことの
確認を依頼された場合**で、回収の基準(施行規則第四十条)に
従い吸引してもフロン類が回収されない際に交付する書面

引取証明書：第一種特定製品廃棄等実施者から**フロン類の回収依頼があり、
回収作業を行った**際に交付する書面

表面

第3 (第52条関係)

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

○年 △月 □日

大阪府知事殿

灰色部分を記入

CFCを例として示しています

HCFC、HFCも同様に記入してください

(郵便番号)○○-○○○○

住 所 大阪市住之江区南港北1-14-16

氏 名 株式会社大阪

代表取締役 大阪 太郎

(法人に於ては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6210-9626

登録番号 知事(登一回)第 0000 号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、
次のとおり報告します。

CFC	(1) エアコン ディショナー		(2) 冷蔵機器及び 冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
CFCを充填した第一種 特定製品の台数	0 台	1 台	1 台	2 台	1 台	3 台
① 充填した量	0 kg	0.5 kg	10 kg	6 kg	10 kg	6.5 kg
HCFC	(1) エアコン ディショナー		(2) 冷蔵機器及び 冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFCを回収した第一種 特定製品の台数	1 台	2 台	1 台	0 台	2 台	2 台
② 回収した量	0 kg	20 kg	6 kg	0 kg	6 kg	20 kg
③ 年度当初に保管していた量					10 kg	0 kg
④ 第一種フロン類再生業者に引き渡した量					6 kg	0 kg
⑤ フロン類破壊業者に引き渡した量					10 kg	20 kg
⑥ 法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン 類の量					0 kg	0 kg
⑦ 第49条第1号に規定する者に引き渡した量					0 kg	0 kg
⑧ 年度末に保管していた量					0 kg	0 kg

裏面

法第41条の規定により フロン類が充填されていない ことの確認を行った第一種 特定製品の台数	(1) エアコン ディショナー	(2) 冷蔵機器及び 冷凍機器	(3) 合計
	1 台	0 台	1 台

【注意】CFC、HCFC、HFCの合計台数ではない

提出前の確認事項

CFCを例として示しています

CFC						
	(1) エアコン ディショナー		(2) 冷蔵機器及び 冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
CFCを充填した第一種 特定製品の台数	0 台	1 台	1 台	2 台	1 台	3 台
① 充填した量	0 kg	0.5 kg	10 kg	6 kg	10 kg	6.5 kg
	(1) エアコン ディショナー		(2) 冷蔵機器及び 冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFCを回収した第一種 特定製品の台数	1 台	2 台	1 台	0 台	2 台	2 台
② 回収した量	0 kg	20 kg	6 kg	0 kg	6 kg	20 kg
③ 年度当初に保管していた量					10 kg	0 kg
④ 第一種フロン類再生業者に引き渡した量					6 kg	0 kg
⑤ フロン類破壊業者に引き渡した量					10 kg	20 kg
⑥ 法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン 類の量					0 kg	0 kg
⑦ 第49条第1号に規定する者に引き渡した量					0 kg	0 kg
⑧ 年度末に保管していた量					0 kg	0 kg

☐ 「0」の場合も記入している

☐ (1)エアコン + (2)冷蔵機器及び = (3)合計
ディショナー 冷凍機器

☐ 整備、廃棄等の合計の数字が一致している

(○ = , □ = )

☐ CFC、HCFC、HFC全てに記入した

☐ 提出書類のコピーを取り、保管している

よくある質問

【Q1】 フロン類の種類と主な冷媒番号を教えてください

CFC : R-11、R-12、R-502

HCFC : R-22、R-401A、R-123

HFC : R-32、R-134a、R-410A、R-404A

【Q2】 「第49条第1号に規定する者」を知りたい

大阪府の認定業者(令和8年1月末現在)

- ・ 京立商事株式会社
- ・ 株式会社クリーンセンター*
- ・ 技研サービス株式会社大阪営業所*
- ・ 大和熔材株式会社富田林工場
- ・ イビデンケミカル株式会社ガス事業部高石事業所
- ・ 中京フロン株式会社大阪支店摂津工場*
- ・ ダイキン工業株式会社淀川製作所*
- ・ ネクスト・ワン株式会社関西支店大阪営業所
- ・ 北陸エアコン株式会社関西支店大阪営業所*

*再生業又は破壊業、若しくはその両方の許可を有している事業者です。

第49条第1号に規定する者、再生業者、破壊業者のいずれに引き渡したか確認した上で、報告書に数値を記入してください。

【Q3】 「設置」「設置以外」「整備」「廃棄等」の意味を知りたい

設置 : 機器を新規に設置する際に充填する場合

設置以外 : 機器の整備時に充填する場合

整備 : 機器の整備時に回収する場合

廃棄等 : 機器の廃棄や譲渡の際に回収する場合